



知っておくべき  
BOIに関する知識

オーラタイ ピッタヤタナークン  
Oratai Pitayatanakul

タイ投資委員会 (BOI)  
Thailand Board of Investment (BOI)



# BOIのご紹介

# BOIとは



THAILAND  
BOARD OF  
INVESTMENT

**BOI (タイ投資委員会) は首相府傘下の  
投資促進を担当する政府機関**

BOI is a government agency under  
the Office of the Prime Minister.

\*海外事務所は大使館傘下

## 新しい経済へ向けたBOIの役割

### インテグレーター (Integrator)

- 税制上、財政上、その他税制以外の恩典から構成される政府の支援ツールを包括的なパッケージで提供
- 投資および事業を行うことに対し、包括的な情報やアドバイスを提供

### プロモーター (Promoter)

- 世界の状況変化に対応するとともに、国の開発戦略に合致する民間投資を推進、促進
- 税制恩典・税制以外の恩典を付与

### コネクター (Connector)

- ビジネスチャンスの拡大を目的とし、大小の事業者・タイ内資企業と外国企業・異業種・異地域を結ぶ
- 海外のビジネス関連機関や政府・民間機関との調整

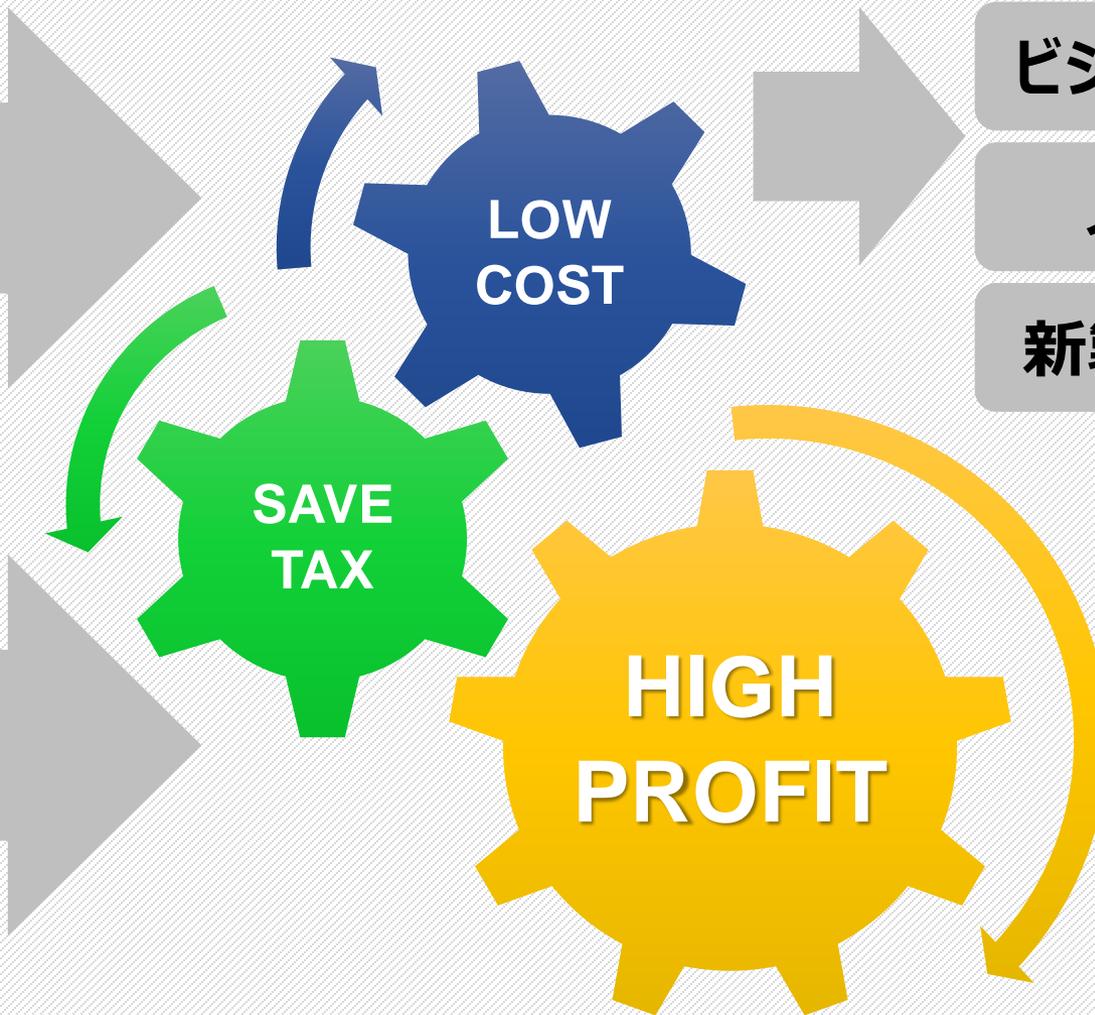
### ファシリテーター (Facilitator)

- 投資エコシステムの醸成、円滑な投資の実現と問題や障害を取り除く上で、各機関と調整
- 投資家へのビジネス支援サービスを提供

# BOI奨励取得の利点

**BOIの恩典:**  
機械・原材料の  
輸入税の免除

**BOIの恩典:**  
法人所得税の免除



ビジネスの拡大

人材育成

新製品の開発

# 8段階のBOI奨励申請

手数料  
無料



1

## 下記の方法で情報収集

下記の2つの方法で情報収集ができる

1. BOIオフィス  
(バンコク・地方・海外オフィス)
2. [www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)



2

## 奨励申請書を提出

一般措置申請の場合は**オンラインシステム**  
: **e-Investment Promotion**で提出する



下記の措置は当オフィスでの申請となる

- ・タイSMEs措置
- ・生産効率向上措置
- ・その他の特別措置

3

## プロジェクトインタビュー

申請書受理後、**10営業日**以内に担当官との  
プロジェクトインタビューを行う



4

## プロジェクト審査

投資規模により審査期間が変わる

投資規模が  
**200millionTHB**  
(2億パーツ)  
以下の場合

**40**

営業日以内

投資規模が  
**2,000millionTHB**  
(20億パーツ)  
以下の場合

**60**

営業日以内

投資規模が  
**2,000millionTHB**  
(20億パーツ)  
以上の場合

**90**

営業日以内

# 8段階の BOI 奨励申請

手数料  
無料



5

## 審査結果の通知

認可・不認可の結果を審査日より  
7営業日以内に通知



6

## 奨励受理の回答

通知書受領日より**1カ月**以内に  
奨励受理回答をする

オンラインシステム:  
Promotion Certificate  
Systemに記入



7

## 奨励証書発給用の書類提出

奨励受理回答日より**6カ月**以内に  
奨励証書発給用書類を提出する

オンラインシステム:  
Promotion Certificate Systemにて提出

8

## 奨励証書の発給

関連書類受理日より**10営業日**以内に  
奨励証書を発給する





# 現在の投資奨励方針・措置

---

**NEW**

# 9のBOI措置

# NEW

2023年01月03日より発効

No.	区分	概要
1	ターゲット産業への投資奨励措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな10の奨励産業を選定</li> <li>新しい奨励業種として①電気自動車(EV)、②新エネ、③未来食品、④航空宇宙を追加</li> <li>法人所得税の免除期間を10~13年とする「A1+」投資区分を追加</li> </ul>
2	競争力向上措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術・イノベーション、人材育成、事業者のポテンシャルの開発のための投資・支出について、売上高に比する投資金額に応じた法人税の追加免除期間を付与</li> <li>高度技能人材の開発を目的とする機関設立のための投資について、法人税免除</li> </ul>
3	継続・拡大プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の企業が製造拠点の維持継続や拡大を行う場合の投資を行う場合、当該投資について法人税の追加免除期間を付与</li> </ul>
4	移転プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動のタイへの包括的な移転がなされることを推進すべく、既存の製造事業に加え、IBCや研究開発センターを追加で申請する場合、製造事業について法人税の追加免除期間を付与</li> </ul>
5	景気回復のための投資奨励措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型プロジェクトがさらに新規投資を行う場合、法人税の追加免除期間を付与</li> </ul>
6	産業の高度化プログラム (スマート化・サステイナブル化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存プロジェクトに追加でスマート化・サステイナブル化を推進するための投資を行う場合、法人税の追加免除期間を付与</li> <li>事業の高度化を伴うグループBの新しい投資を行う場合、法人税の追加免除期間を付与</li> </ul>
7	中小企業向けの投資奨励措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業連携へ向けた活動および高度技能人材のマッチング活動の推進</li> </ul>
8	地域別奨励措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲット地域や科学技術パークにおける投資について、法人税の追加免除期間を付与</li> </ul>
9	社会・地方開発投資プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>協同組合、コミュニティ企業、社会的企業、地方行政機関、政府機関向けのプロジェクト投資について、法人税を免除</li> </ul>

**Standard Package**

1-10類の重点産業

400以上の対象事業

**タイSMEs**  
 ・タイ人が株を51%以上保有  
 ・署名権限者(代表者)の半分以上がタイ国籍



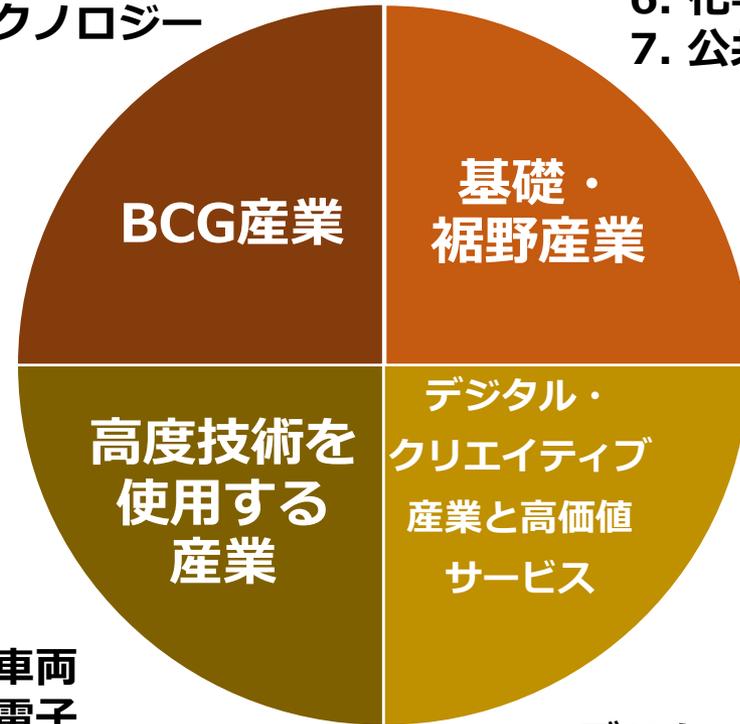
## 7の奨励対象業種 (1993年より有効)

1. 農業・農産品
2. 鉱業・セラミックス・基礎金属
3. 軽工業
4. 金属製品・機械・運輸機器
5. 電気・電子機器
6. 化学・プラスチック・紙
7. サービス・公共事業

## 新たな10の奨励対象業種

1. 農業・食品・バイオテクノロジー
2. 医療

5. 金属・素材
6. 化学・石油化学
7. 公共事業



3. 機械・車両
4. 電気・電子

8. デジタル
9. クリエイティブ産業
10. 高価値サービス

# 投資奨励対象業種

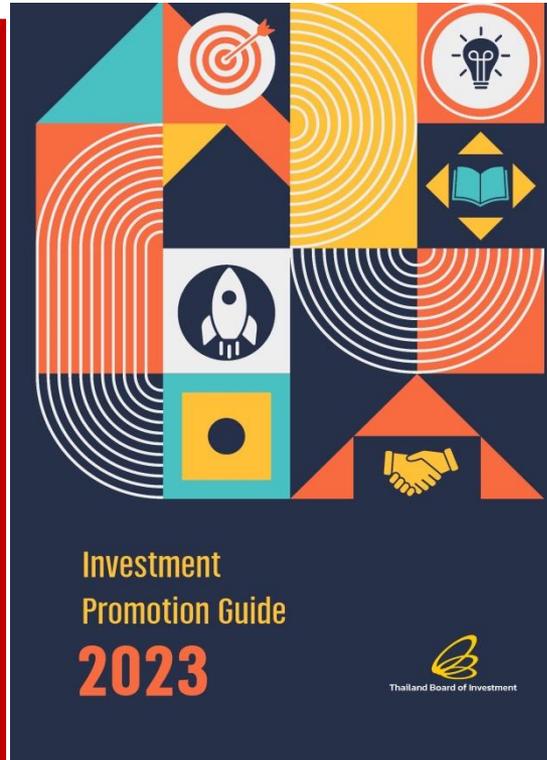
Standard Package

1

## 1-10類の対象業種

1. 農業・食品・バイオテクノロジー
2. 医療
3. 機械・車両
4. 電気・電子
5. 金属・素材
6. 化学・石油化学
7. 公共事業
8. デジタル
9. クリエイティブ産業
10. 高価値サービス

400事業以上



業種	業種	業種	業種
1. 農業・食品・バイオテクノロジー	2. 医療	3. 機械・車両	4. 電気・電子
5. 金属・素材	6. 化学・石油化学	7. 公共事業	8. デジタル
9. クリエイティブ産業	10. 高価値サービス		

A Guide to  
the Board of Investment

[www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)

More Info

各対象業種の

- 条件&恩典
- 担当部署



ポイント!

- QRコードで業種一覧を表示
- 既存事業での拡大プロジェクト、新しい分野への投資プロジェクトが、BOIの奨励対象か・どのくらいの恩典になるかを確認し、ある程度あたりをつけることができる

# 重点産業に対する投資奨励措置

Standard Package

1

キーとなる要素に基づいて特典が決められる 例: 技術のレベル、サプライチェーンでの役割

	法人所得税の 免除	機械輸入税の免除 輸出用製品に使用される 原材料輸入税の免除 研究開発に使用される 原材料輸入税の免除	税制以外 の恩典
<b>A1+</b> 学術・研究機関と協力し技術移転を伴う、高度技術とイノベーションを使用する上流産業およびターゲット技術の開発事業（バイオテクノロジー・ナノテクノロジー・先端材料技術）	<b>10-13*</b> years + 競争力向上措置	✓	✓
<b>A1</b> 国の長期的な競争力を向上させる重要な研究開発に主眼を置いたナレッジベースの事業	<b>8*</b> years + 競争力向上措置	✓	✓
<b>A2</b> 国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業	<b>8</b> years + 競争力向上措置	✓	✓
<b>A3</b> 既にタイ国内に投資が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業	<b>5</b> years + 競争力向上措置	✓	✓
<b>A4</b> 技術がA1-A3ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	<b>3</b> years + 競争力向上措置	✓	✓
<b>B</b> 高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	— + 競争力向上措置	✓**	✓

\*法人所得税免除の上限なし \*\* 事業によって恩典を付与

# 日本企業が手掛けるプロジェクト例

1

## CASE STUDY

## 動物用飼料の原材料をタイに輸入し、卸販売



日本や中国の  
工場で生産



タイに調達事務所を設立  
輸入し、卸売業を行う



## Project's Details

※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

- 総投資額：約 THB 10 mil（約4,000万円）
- 日本にある本社は中小企業で、タイ現地法人は日本とタイのJV会社（日本資本が約75%）
- 日本や中国などで生産した動物用飼料の原材料（飼料の成分）をタイに輸入し、飼料生産工場に卸販売
- BOIの恩典：B（機械の輸入税免除・ビザの支援など）

# 日本企業が手掛けるプロジェクト例

## 電気自動車（EV）の充電スタンド

1

### CASE STUDY

#### バンコク都の住宅街



- EV 充電インフラ事業でタイに参入
- まず、バンコク都内の住宅街に設置する計画
- 専用アプリを使って、ケータイで予約から利用、支払いまで完結

### Project's Details

※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

- 総投資額：約 THB 6.95 mil（約2,780万円）
- 日本にある本社はスタートアップ企業で、タイ現地法人は日本資本100%
- 次世代のEV充電インフラ事業をタイで展開
- BOIの恩典：A4（3年間の法人所得税免除（投資額の100%が免除の上限額）・機械の輸入税免除・ビザの支援など）

## CASE STUDY

## 食品用オーガニック着色料の製造

### バタフライピー (Butterfly Pea)

古くから天然で鮮やかな食品用着色料として利用されてきたハーブで、花びらが蝶(バタフライ)のように見えるためにバタフライピーと呼ばれている



### オーガニック着色料の用途



殺菌

フリーズドライ

パウダー状にする

乾燥

原材料の下準備

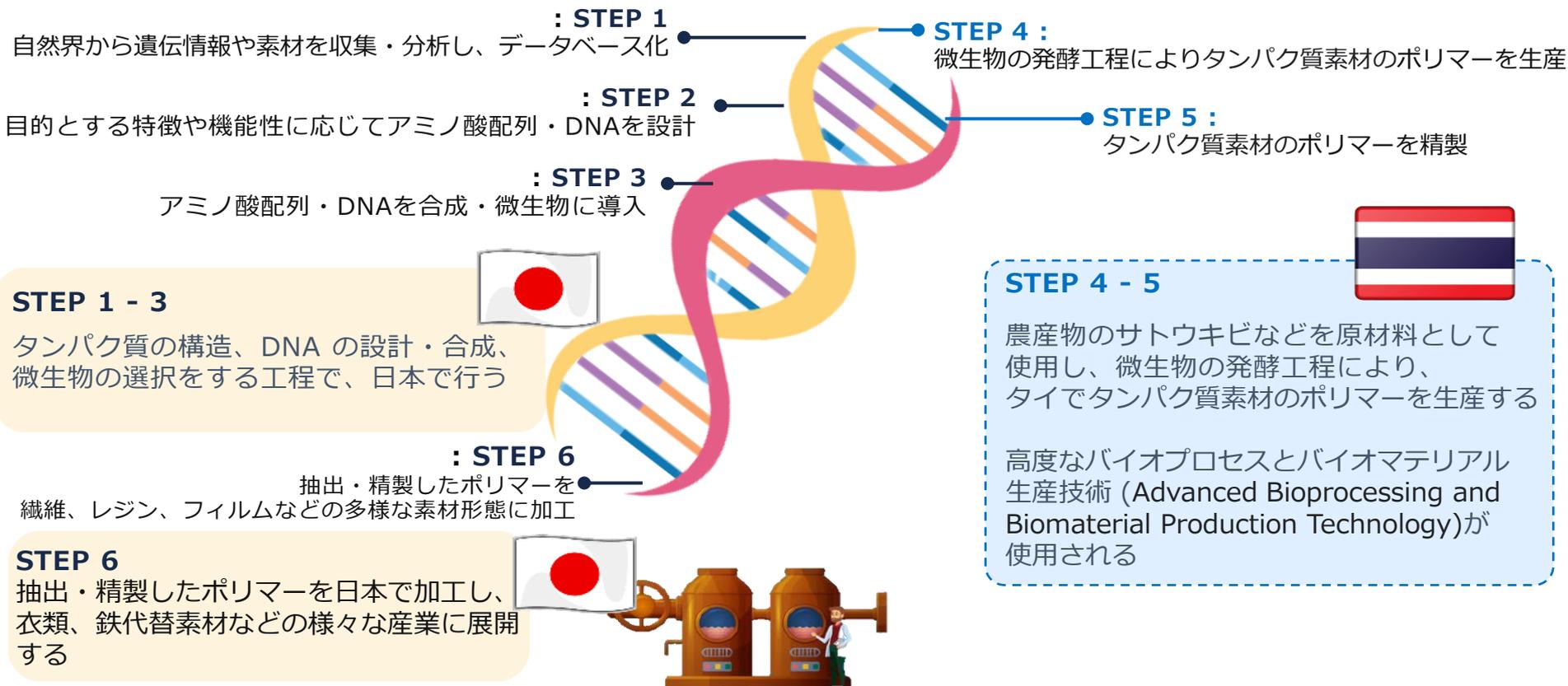
## Project's Details

※ 現在の為替レート : 1 THB = 約 4 JPY

- 総投資額 : 約 THB 19.08 mil (約7,632万円)
- 日本にある本社は中小企業で、タイ現地法人は日本とタイのJV会社 (日本資本が約64%)
- タイや東南アジアで栽培した植物を使用し、食品用オーガニック着色料を生産
- BOIの恩典 : A3 (5年間の法人所得税免除 (投資額の100%が免除の上限額) ・ 機械の輸入税免除 ・ ビザの支援など)

## CASE STUDY

# 人工クモ糸に使用されるタンパク質素材の製造



## Project's Details

※ 現在の為替レート : 1 THB = 約 4 JPY

- 総投資額 : 約 THB 2,810.80 mil (約112億4,320万円)
- 日本のバイオテックのスタートアップ企業によるプロジェクト
- タイで Mahidol 大学とのさらなる共同研究
- BOIの恩典 : A1+ (10年間の法人所得税免除 (上限額なし)・機械の輸入税免除・ビザの支援 など)

# 競争力向上のための措置

MODIFY

2

## 対象となる投資・支出

### 1. 技術・イノベーション

- 研究開発（R&D）
- タイ国内で開発された技術のライセンス料
- 製品・パッケージのデザイン
- 科学技術機関（教育機関、専門訓練センター、研究機関、公的機関等）に対する支援（委員会の承認を得ること、技術・イノベーション・人材育成等の各種基金を含む）

### 2. 人材育成

- 高度技術訓練
- 科学技術分野での教育課程において職業訓練とスキル開発を目的とした研修の実施または学生インターンの受け入れ

### 3. 事業者のポテンシャルの開発

- タイ内資のサプライヤー開発



## 追加恩典

最初の3年間の売上高に  
対する投資・支出

- ≥ 1% または ≥ 2億バーツ
- ≥ 2% または ≥ 4億バーツ
- ≥ 3% または ≥ 6億バーツ
- ≥ 4% または ≥ 8億バーツ
- ≥ 5% または ≥ 10億バーツ

法人所得税の  
追加免除期間

1年間

2年間

3年間

4年間

5年間

追加の免除額

投資・支出の **200%**

研究開発に対する  
投資・支出 ≥ 1%

法人所得税の免除

上限額なし



法人所得税の  
免除期間の延長

最長 **13年間**

## CASE STUDY

## 医薬品の製造

既存の医薬品製造工場



研究開発の投資

研究施設の  
建設費用



研究器具・機械



研究員の  
人件費



研究用材料



研究員の  
トレーニング



法人所得税の免除額・期間を追加で付与  
追加恩典を医薬品製造販売の既存プロジェクトに適用

## Project's Details

※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

- 総投資額：約 THB 150.5 mil (約6億200万円)
- 日本の大手製薬企業によるプロジェクト
- BOIが奨励した医薬品の製造プロジェクトに加え、研究開発の投資を追加
- 研究開発の投資が当製造プロジェクトの最初の3年間の売上高の約3%
- BOIの恩典：追加で3年間の法人所得税免除・免除上限額の増加

# 継続・拡大プログラム



**目的:** 既存の企業に対し、タイにおける製造拠点の**維持継続**や**拡大**を  
動機づけるインセンティブを提供

## 拡大プロジェクトへの追加恩典

(Standard Packageに加えて)

◎ すべての事業を  
対象とする  
※但し、BOI が特別  
に指定しない限り

◎ 本措置の奨励を  
受けたプロジェクトは  
景気回復へ向けた投資  
刺激措置における追加  
恩典の対象としない

◎ **2024年内**に申請  
すること

Standard  
Package

### グループA1+

標準の法人所得税免除恩典は10-13年間

**+** 追加で法人所得税を**3年間免除**

(合計で13年間を超えないこと)

Standard  
Package

### A1・A2

標準の法人所得税免除恩典は8年間

**+** **5年間法人所得税を50%減税**

Standard  
Package

### A3・A4・B

標準の法人所得税免除恩典は0-5年間

**+** 追加で法人所得税を**3年間免除**

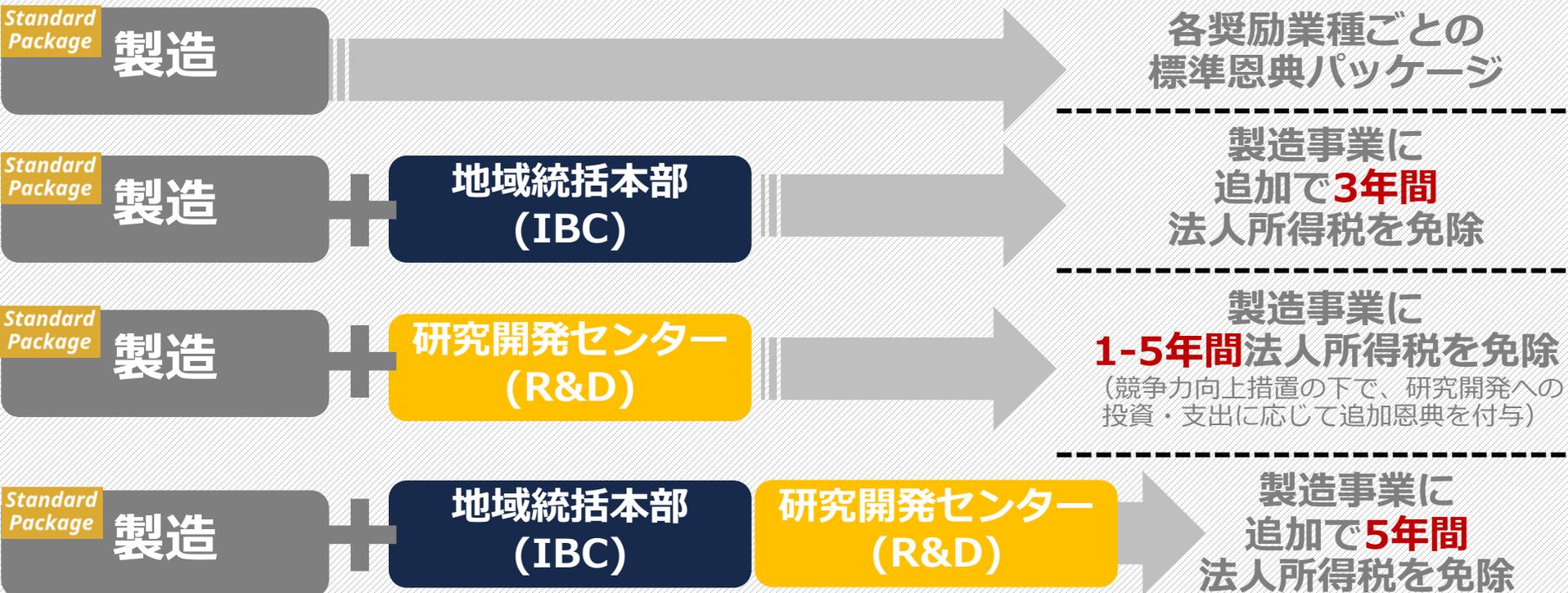
- 条件:**
1. 過去**15年間** (2009年から2023年) 超にわたりBOIの奨励企業として、少なくとも**3つ**のプロジェクトを有し、  
その合計投資額が (土地代と運転資金を除き) **100億バーツ** 以上であること
  2. 拡大プロジェクトは、合計投資額が (土地代と運転資金を除き) **5億バーツ** 以上であること

※ 現在の為替レート : 1 THB = 約 4 JPY

# 移転プログラム

NEW 4

**目的：** 製造設備、地域統括本部(IBC)、研究開発(R&D)センターを含む、  
タイへの**包括的な事業活動移転**を促す



**条件：** ◎ 申請方法は 4 パターン

- 1) 同法人で、**新規投資の製造事業**と新規投資の IBC 事業 および/または R&D センター事業を行うパターン
- 2) 同法人で、**既存の製造事業**に追加で新規投資の IBC 事業 および/または R&D センター事業を行うパターン
- 3) 関連会社間で、**新規投資の製造事業**と新規投資の IBC 事業 および/または R&D センター事業を行うパターン
- 4) 関連会社間で、**既存の製造事業**に追加で新規投資の IBC 事業 および/または R&D センター事業を行うパターン

◎ IBC および/または R&D センターについて、奨励証書発給日またはプロジェクト修正申請書の提出日から**1年以内**にサービス提供を開始すること なお、**関連会社間**で行う場合、IBC事業の奨励証書発給日から**1年以内**に操業開始監査(フルオペレーション監査)を申請すること

◎ IBC および/または R&D センターは、委員会が重要と認める**機能を実施**すること

◎ **2024年内**に申請すること

**目的:** 大型投資プロジェクトを対象に、今後1-2年の投資の開始を促す

## 条件:

- 重点産業（A1-A4）  
[恩典付与にあたり、投資奨励ゾーンが指定されていないため、特定の立地場所をもたない事業を除く]
- 奨励証書発給日から12ヵ月以内に10億バーツ以上の投資（土地代と運転資金を除く）を実際に行うこと
- 各種の措置により、法人所得税の免除恩典が受けられるプロジェクトについては免除期間の合計が8年を超えないこと
- 投資奨励の受理回答期限や、奨励証書発給期限の延長は認めない
- しかしながら、機械輸入の期限および操業開始期限の延長については、状況に応じて検討する
- プロジェクトは奨励証書発給日から18ヵ月以内に、実際の投資額の証明書類を提出すること

※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

## 恩典

Standard Packageに加えて

法人所得税を

5年間にわたり

50% 減税



2024年内に申請すること

# 生産底上げプログラム (スマート化・サステナブル化)

目的： 新規投資および既存ビジネスの高度化を通じた**スマート・サステナブル**産業への  
転換を加速

## スマート化

1



自動化・ロボット

2



デジタル技術

3



インダストリー4.0

## サステナブル化

4



エネルギー保全、代替エネルギー、  
環境負荷の軽減

5



持続可能性国際基準  
GAP、FSC、PEFCs、  
ISO 22000等

既存プロジェクトを  
対象とする効率向上

既存事業の所得にかかる法人税を  
3年間にわたり免除  
効率向上への投資額の50%または  
100% (条件により) が上限額

事業の高度化を伴う  
グループBの新しい  
投資

法人所得税を3年間にわたり免除  
自動化・ロボティクスシステム  
またはインダストリー4.0の製造  
標準への投資額の50%または  
100% (条件により) が上限額

# 既存プロジェクトの生産底上げの投資促進措置 (スマート化・サステナブル化)

MODIFY

6

## 対象

- 既に操業している事業が対象で、被奨励事業か否かを問わない
  - 奨励されていない事業の場合は、申請時に投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること
  - 既存の被奨励事業が本措置の下で奨励を申請することができるのは、法人所得税の免除または減税期間終了後、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていない事業である
- 土地代と運転資金を除く投資金額が、100万バーツ以上であること  
タイ中小企業(SMEs)の場合は50万バーツ以上であること

## 恩典

- 機械の輸入関税を免除する
- 法人所得税を3年間免除する(免除期間は奨励証書発給後、収入が発生した日からとする)  
生産効率向上のための投資金額(土地代と運転資金を除く)の50%を上限とする  
また、自動化における投資金額の30%以上がタイ国内の自動化機械製造産業に寄与する場合とインダストリー4.0への転換に投資する場合は法人所得税免除の上限を100%とする  
なお、既存事業からの収入を法人所得税免除の対象とする

## 条件

- 奨励証書発給日より3年以内にプロジェクトを完了しなければならない
- 単位あたりの直接原価の削減、産出高(Yield)の増加、廃棄物量の削減などの指定された評価指標の条件を満たすこと

# 生産底上げプログラムのプロジェクト例 プレミックスの既存製造ラインを自動化

## CASE STUDY

### スマート化

#### 既存の製造ラインを自動化

Receiving and  
Scaling

Mixing

Filling

Packing



原材料の  
受け取りと計量を  
自動化



パレットの上に  
載せる作業を  
自動化



プレミックスとは、  
ケーキ、パン、惣菜などを簡便  
に調理できる調製粉で小麦粉等  
の粉類（澱粉を含む）に糖類、  
油脂、脱脂粉乳、卵粉、膨張剤、  
食塩、香料などを必要に応じて  
適正に配合したもの



※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

## Project's Details

- 総投資額：約 THB 76.43 mil（約3億572万円）
- 日本企業によるプロジェクト
- BOIが以前奨励した・税制上の恩典が切れたプロジェクトを改善
- 既存製造ラインの原材料の受け取りと計量・完成品をパレットの上に載せる作業を自動化
- BOIの恩典：3年間の法人税免除（投資額の50%が免除の上限額）・機械の輸入税免除など

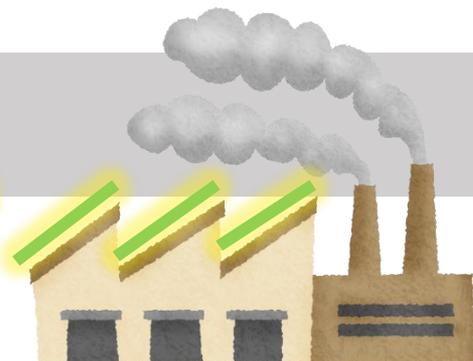
## CASE STUDY

### ナムプラーの既存製造工場の屋根に 太陽光パネルを設置し、代替エネルギーを使用

#### サステナブル化



太陽光パネルを  
既存工場の屋根  
に設置



太陽光発電の  
エネルギーを  
工場内で使用



**ナムプラー**とは、  
タイの代表的な調味料で、  
カタクチイワシを塩に漬け込んで発酵  
熟成させた魚醤  
※ナムプラーはタイ語で「ナム（水）」  
と「プラー（魚）」からきています

## Project's Details

※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

- 総投資額：約 THB 15.47 mil（約6,188万円）
- タイ企業によるプロジェクト
- BOIの奨励を受けていなかった、いわゆる Non-BOIのプロジェクトだった
- 既存製造工場の屋根に太陽光パネルを設置し、代替エネルギーを使用
- BOIの恩典：3年間の法人税免除（投資額の50%が免除の上限額）・機械の輸入税免除など

# 中小企業向けの投資奨励措置

7

目的： 中小企業とスタートアップを強化、世界へ結びつける

## タイ中小企業(SMEs)の資格

- ✓ タイ人が株を51%以上保有
- ✓ 署名権限者(代表者)の半分以上がタイ人・タイ国籍
- ✓ 被奨励事業(BOI)ならびに非奨励事業(Non-BOI)を含め、タイの現地法人の全ての事業による合計所得が、最初の3年間で5億バーツ/年を超えない



## SMEsにハンディキャップを付ける

### タイSMEs向けの奨励認可条件を緩和！

- ✓ 最低投資金額（土地代と運転資金を除く）が50万バーツ以上
- ✓ 機械に対する投資額の50%以上を新品の機械に投資する場合、タイ国内の中古機械を使用することが認められる
- ✓ ただし、そのタイ国内の中古機械の価値は1,000万バーツを超えないものとする

## タイ SMEs 向けの恩典

機械の輸入税の免除

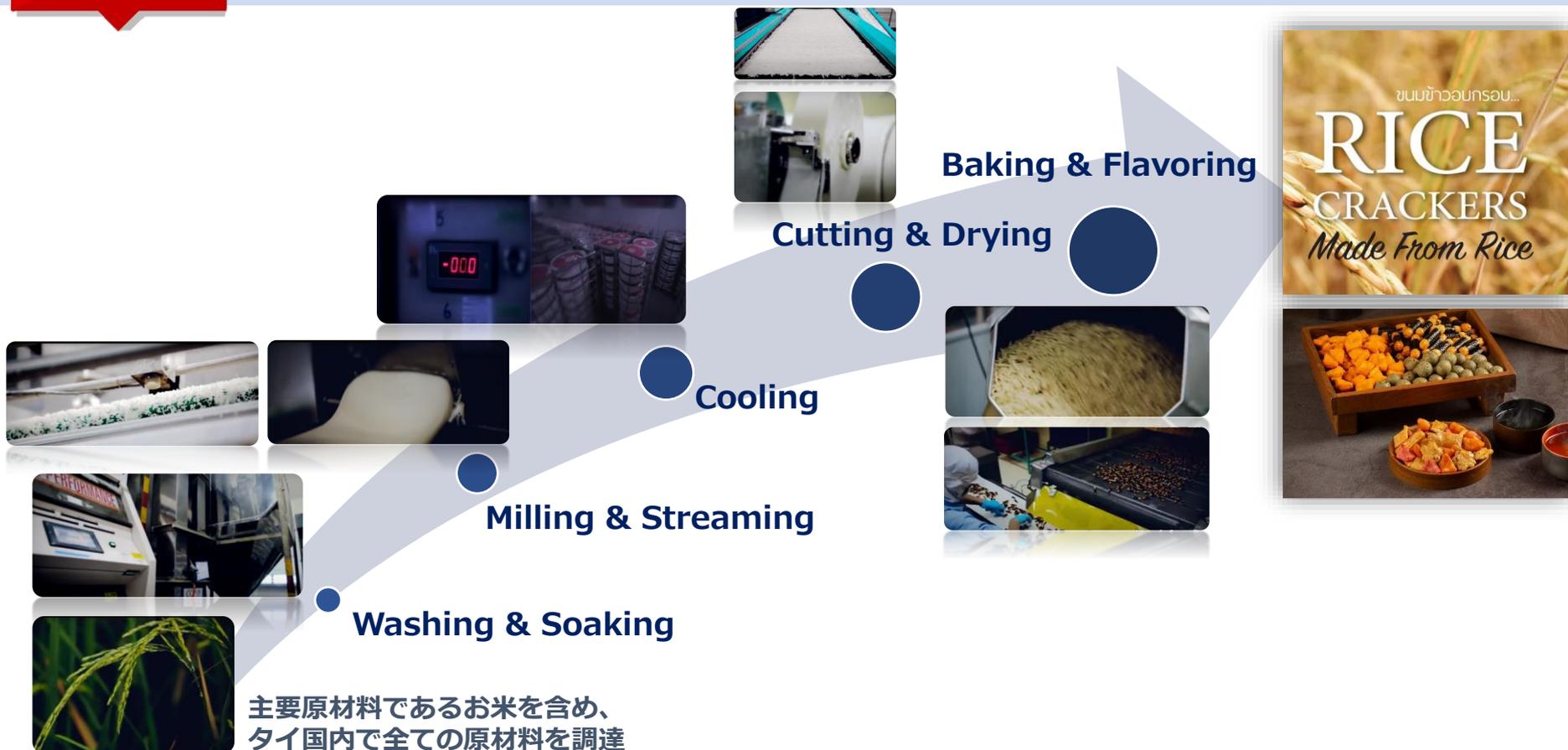
投資額（土地代と運転資金を除く）の**200%**を法人所得税の免除額とする

重点産業に対する投資奨励措置（スタンダードパッケージ）に基づく恩典を付与

※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

## CASE STUDY

## せんべいやトツポギなどのお米加工食品の製造



## Project's Details

※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

- 総投資額：約 THB 3.02 mil (約1,208万円)
- 日本とタイのJV会社 (日本資本が約21%)、中小企業によるプロジェクト
- タイの豊富なお米を使用し、せんべい、あられなどの和菓子・お米加工食品を生産
- BOIの恩典：A3 (5年間の法人所得税免除 (投資額の200%が免除の上限額)・機械の輸入税免除・ビザの支援など)



# プロジェクト認可基準

---

# プロジェクト認可の一般基準

会社、財団、または協同組合である  
(個人名での申請が可能)

**1**  
最低投資金額  
(土地代と運転資金を除く) が  
100万バーツ以上

(ナレッジベースサービス事業の場合は  
年間人件費が150万バーツ以上を選択可)

**2**  
負債：登録資本金の比率が 3 : 1 以内

**3**  
付加価値が20%以上  
(農産業/電子産業/コイルセンター  
の場合は10%以上)

**4**  
近代的な製造工程、  
新品の機械を使用  
中古機械を使用する場合、  
基準に従うこと

ISO取得条件

**5**  
外国人の持ち株基準

環境影響への予防・対策

プロジェクト可能性調査報告書  
(Feasibility Study)  
(投資金額が  
20億バーツ超の場合)

+ その他基準

# 一般事業の投資金額

1

条件：土地代と運転資金を除いた投資金額が100万バーツ以上

	新規プロジェクト	拡張プロジェクト
建物の建築費/3年超の賃料	○	○
機械費	○	○
機械の設置費/試運転費	○	○
操業前費用	○	X
その他資産	○	X
土地代	X	X
技術料 (特許、著作権、ノウハウ、商標、製造権など)	X	X
運転資金	X	X

※ 現在の為替レート：1 THB = 約 4 JPY

# 負債：登録資本金の比率 (D/E)

2

負債 (Debt) : 登録資本金 / 自己資本 (Equity)



3:1 以内

## 新規プロジェクトの場合

(割合)

投資金 = 4

資本金 = 1

借入金 = 3

総投資金額	10,000,000 THB
最低登録資本金	2,500,000 THB
負債(借入金)	7,500,000 THB
D:E	3/1

← 25%

# 負債：登録資本金の比率 (D/E)

2

拡張プロジェクトの場合

全プロジェクトの計算

$$D/E = \frac{\text{負債 (決算書引用)} + \text{追加借入金}}{\text{純資産 (決算書引用)} + \text{追加登録資本金 (- 蓄積利益の使用)}}$$

拡張プロジェクトのみ計算

D/E が 3:1 以上 または マイナス になる場合  
拡張プロジェクトのみ  
の D/E を計算する

# 負債：登録資本金の比率 (D/E)

2

## 拡張プロジェクトの場合

### 決算書

- 資産	56,000,000 THB
- 負債	45,000,000 THB
- 純資産	11,000,000 THB
• 登録資本金	5,000,000 THB
• 蓄積利益	6,000,000 THB

**EXAMPLE**

## 全プロジェクトの計算

$$D/E = \frac{45+7}{11+3}$$

$$D/E = 3.7/1$$

**基準を満たさない**

総投資金額	10,000,000 THB
追加登録資本金	3,000,000 THB
負債(借入金)	7,000,000 THB
D:E	2.3/1

## 拡張プロジェクトのみ計算

**基準を満たす**

※拡張プロジェクトの場合はケースバイケースで検討する

## 一般の製造業

- 収入の20%以上の付加価値を有すること

農業および農産品事業、電子および部品事業、コイルセンター事業

- 収入の10%以上の付加価値を有すること

**数式** (3年目の金額で計算)

$$= \frac{\text{収入} - \text{原材料費} - \text{公共料金}}{\text{収入}} \times 100$$

## サービス事業

- 付加価値を計算しない

# 付加価値の計算（例）

**EXAMPLE**

	1年目	2年目	3年目
収入	500	800	1,000
原材料費	250	400	500
減価償却	100	100	100
公共料金	50	80	100
その他費用	50	50	100

$$\text{付加価値} = \frac{(1,000 - 500 - 100) \times 100}{1,000} = 40\%$$

# 機械使用に関する検討基準

## 一般の場合

	機械の種類	プロジェクトでの使用	上限(CAP)に算入する (法人税免除の 特典が付与される 場合のみ)	機械の 輸入関税 免除	条件
1.	新しい機械	✓	✓	✓	
<b>海外からの中古機械</b>					
2.	5年以下の 中古機械	✓	✓	✗	<b>機械の能力証明書</b> (機械リストを申請 すると同時に提出)
3.	5年超、10年以下 の中古機械	✓	✗	✗	
4.	海運輸送 航空輸送 及び金型	✓	✓	✓	適切である場合、 <b>10年超</b> の中古機械の 使用も認められる

注1：本規定は、2015年1月1日以降に提出される申請書に適用される

注2：中古機械の年数期間は、製造日から輸入日までの期間とする

## 必要項目

- 1 修復の状態または能力の残存期間の分析
- 2 製造年
- 3 試運転の結果
- 4 環境への影響、安全性、およびエネルギー消費量の検査報告
- 5 機械の適切な価格評価 \*\*
- 6 検査結果の報告、および検査の日と場所

注： \* 信頼に足る機関より、能力証明書を取得しなければならない

- \*\*
- 1) 別途で提出可能
  - 2) 以下の場合、機械の適切な価格評価が必要無し
    - 一般の場合：5年超、10年以下の中古機械
    - 生産拠点を移転する場合：10年超の中古機械

- **1999年外国人事業法のリスト1**に示される業種におけるプロジェクトは、**タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式**を保有しなくてはならない
  - リスト1の例：テレビ放送、農業、畜産、漁業、木材・タイ薬草加工、土地売買など
- **1999年外国人事業法のリスト2およびリスト3**に示される業種におけるプロジェクトは、**外国人が過半数または全数の株式**を保有することを認める
  - ただし、他の法律で別途定められた場合を除く
  - リスト2の例： 国家の安全、芸術伝統、民芸品、資源、環境に影響を与える事業
  - リスト3の例： 会計、法律、エンジニアリング、建築、小売・卸売、食品販売など

## まとめ

- **製造業**には外国人が過半数あるいは100%出資可能である
- **一部のサービス事業**において外資過半数あるいは100%出資を認める



# 税制恩典・税制以外の恩典

---

# BOI恩典のまとめ

延長不可

延長不可

延長可  
3回  
(1年/回)

延長可  
(1-2年/回)

延長可  
(1年/回)

## 税制上の恩典



最長**13年間**法人所得税の免除  
(各業種の条件による)



更に最長**5年間**法人所得税の**50%減税**



**機械**輸入税の免除



輸出向け製品に係る**原材料**の輸入税免除



**研究開発**に使用する物品の輸入税免除

## 税制以外の恩典



投資機会調査のための外国人入国許可



海外からの人技術者・専門家の入国・就労許可



タイ国外への**外貨送金**の許可



**土地の所有権**の許可  
(被奨励プロジェクト用のみ)

無期限

# よくある質問

## FAQ：各税制上の恩典はいつスタートする？



最長**13年間**法人所得税の免除  
(各業種の条件による)

**FIRST INVOICE**発行日より  
(延長不可)

法人所得税免除恩典の終了日より  
(延長不可)



更に最長**5年間**  
法人所得税の  
**50%減税**

**機械**輸入税の  
免除

奨励証書発給日より**2.5年 (30カ月)**  
さらに**3回延長可 (1年/回)** = 最長**5.5年**

最初の輸入日より  
(延長可・回数無限)



輸出向け製品  
に係る**原材料**  
の輸入税免除



**研究開発**に使用  
する物品の輸入  
税免除

# BOI事業ならではの**注意点**

1

**恩典の効果が自動的に発生しない**

恩典を使用するための手続きが必要

2

**付与される恩典はそれぞれのBOIプロジェクトのみに使用**

恩典はNON-BOI/BOIプロジェクト、または各BOIプロジェクトを区別して使用する

3

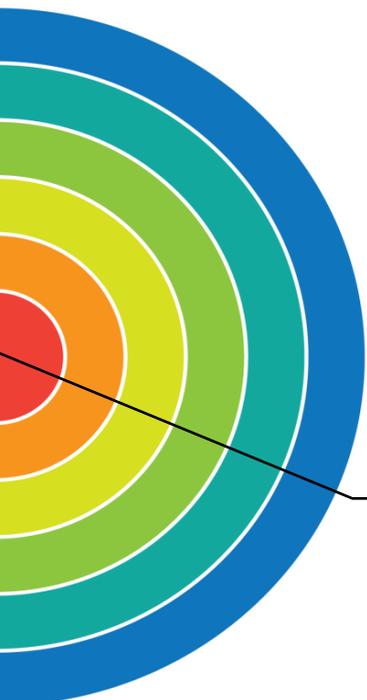
**奨励証書に記載してある条件を必ず守る**

奨励証書・通知書の条件を確認し、守ること

4

**奨励証書の内容が一部変更できる**

奨励証書・通知書の条件通りにできない場合、担当官に早めに相談し、変更申請をする



# BOIのお問い合わせ先

# タイにおけるお問い合わせ

## BOI本部 マーケティング部

### ジャパン・デスク

E-mail: [jpdesk@boi.go.th](mailto:jpdesk@boi.go.th),  
[ratchaneekorn@boi.go.th](mailto:ratchaneekorn@boi.go.th), [apisra@boi.go.th](mailto:apisra@boi.go.th), [khemthong@boi.go.th](mailto:khemthong@boi.go.th)  
Tel: 02-553-8282, 02-553-8457, 02-553-8149



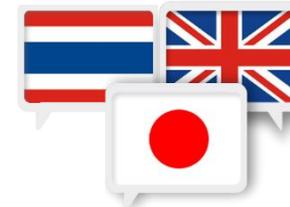
## BOI日本人投資アドバイザー

### 植松 基 投資アドバイザー

Mr. UEMATSU Motoi, Thai-Japan Investment Advisor  
E-mail: [555scb@anet.net.th](mailto:555scb@anet.net.th)  
Tel: 02-936-2560 Mobile:081-8103-152



# 日本におけるBOIの事務所



## BOI Tokyo

タイ王国大使館（経済・投資事務所）  
 〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3 福田ビルウェスト8階  
 Royal Thai Embassy, 8th Floor., Fukuda Building West,  
 2-11-3 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan  
 Tel. : 03 3582 1806  
 Fax : 03 3589 5176  
 E-mail : tyo@boi.go.th



www.facebook.com/BOITokyoOffice

BOI東京事務所 (Thailand Board of Investment, Tokyo Office)

**自己紹介**  
 タイ国投資委員会東京事務所 (BOI東京事務所)  
 タイ王国大使館経済・投資

自己紹介を編集

1 ページ・政府機関

Minato, 東京都, Japan 東京都港区赤坂2-11-3 福田ビルウェスト8階

+81 3-3582-1806

tyo@boi.go.th

boi.go.th/index.php?page=index&language=ja

ウェブサイトを宣伝

現在営業中

まだ評価はありません(レビュー0件)

詳細を編集

注目のコンテンツを追加

写真 [すべての写真を見る](#)

BOI東京事務所 (Thailand Board of Investment, Tokyo Office)  
 8月22日 12:28

タイ投資委員会 (BOI) バンコク本部  
 事務所内の様子をレポート📷👉📍

東京事務所のスタッフがBOIバンコク本部を訪れた際の様子を2回に分けて掲載します📷👉📍

BOI本部は、バンコク中心部から少し北東側に位置し、エネルギー省やタイ石油公社 (PTT) と同じ敷地内にあります。広い敷地内には食堂やカフェ、市場なども併設されています📷👉📍

BOI担当との面談がオンラインにて予約可能なことをご存知ですか？タイでの現地視察やFS、現地企業訪問などの行程の中に、BOI担当との面談のご予定を入れてみてはいかがでしょうか📷👉📍

日本語対応も可能です。(※費用は全て無料)

{Online Clinic}  
<https://booking.boi.go.th/>  
 ※訪問の他、zoomオンライン面談も可能です！

公共のアクセス方法：  
 -MRT チャトゥチャック(Chatuchak)駅下車 タクシーで5分程度  
 -MRT / バンヨーティン(Phahon Yothin)駅下車 徒歩10分程度  
 -BTS ラップラオ(Ladphrao)駅下車 徒歩10分程度  
 (初めて行かれる方は、チャトゥチャック駅からタクシーで行くことをおすすめします！タクシー配車アプリなども便利です📷👉📍)

Thailand Board of Investment  
 Head Office: 555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak Bangkok 10900 Thailand

詳細や、ご不明な点等ございましたらBOI東京事務所までお気軽にお問い合わせください📷👉📍  
 BOI東京事務所  
 tyo@boi.go.th

## BOI Osaka

タイ王国大阪総領事館（投資部）  
 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-16 バンコク銀行ビル7階  
 Royal Thai Consulate-General, Osaka Bangkok Bank Bldg. 7th Floor  
 1-9-16 Kyutaro-Machi, Chuo-Ku, Osaka 541-0056 Japan  
 Tel. : 06 6271 1395  
 Fax : 06 6271 1394  
 E-mail : osaka@boi.go.th  
 ※BOI大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国  
 \*\* the Osaka Office is responsible for Kansai, Chugoku and Shikoku Area



[www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)

**- Thank you -**

ご清聴ありがとうございました